北上市インフラ資産マネジメント推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月26日

北上市長 八重樫 浩 文

インフラ資産マネジメント推進委員会規程の一部を改正する訓令

インフラ資産マネジメント推進委員会規程(令和元年北上市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

インノノ賃座マイングンド推進委員去規程(中和九十七工申訓中第1万)の一部を依のように以正する。					
改正前			改正後		
(所掌事項)			(所掌事項)		
第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。			第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。		
(1)・(2) [略]			(1)・(2) [略]		
			(3) 最適化計画に係るインフラ資産の利活用方針に関するこ		
			<u>と。</u>		
(3) [略]			<u>(4)</u> [略]		
別表(第3条、第6条関係)			別表(第3条、第6条関係)		
委員	幹事		委員	幹事	
〔略〕			〔略〕		
商工部長	商業観光課長		商工部長	商業観光課長	

商工部参事	産業雇用支援課長
〔略〕	
議会事務局長	[略]
会計管理者	

	産業雇用支援課長
〔略〕	
議会事務局長	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。